

多賀城市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年6月21日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 監査対象部署 | 市民文化創造局 |
| 2 | 監査結果の報告日 | 令和元年5月22日 |
| 3 | 当該通知があった日 | 令和元年6月12日 |
| 4 | 当該通知の内容 | 別紙のとおり |

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成31年4月18日
- 3 監査対象部署 市民文化創造局
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	東大寺展実行委員会残余財産分配金（出資分）に係る歳入調定について、調定の根拠とした書類は、正式な文書であるかどうか不明である。	調定の根拠とした書類（東大寺展実行委員会収支決算書【最終確定版】）は、東大寺展実行委員会事務局が作成し、実行委員会の各構成団体に送付した資料である。当該書類が正式な文書であることは間違いが無いが、多賀城市総務部市民文化創造局が実行委員会事務局を担っていたため、実行委員会事務局として作成した決算書を多賀城市に送付する際に、添書等を添えずに決算書本体のみが送付されていた状況であった。 今後、多賀城市としてその様な書類を受理する際は、書類の発出元が明らかとなるよう、必ず添書等が添えられた状態で書類を受理する対応を徹底することとする。